

第1問 破産法

〔設問1〕

1. Xは、Bに対し、預金契約に基づく払戻請求権の行使として、本件定期預金1及び本件定期預金2の支払を求めることができるか。

2. XのBに対する上記払戻請求権は、払戻請求時においていずれも満期が到来して既に発生しているから、認められるのが原則である。

ここで、Bより本件借入金を自働債権、上記各払戻請求権を受働債権とする相殺の主張がなされる（破産法（以下略）67条1項、民法505条）と考えられる。

3. (1)これに対し、Aからは以下の反論をすることが考えられる。

まず、本件定期預金1について、本件合意があるから、相殺は認められないとの主張がなされ得る。この点、本件合意はBが事実上本件借入金等の返済等を猶予したものに過ぎず、A社に期限の利益を付与するものではなかった。そうすると、本件合意によってBによる相殺を妨げることはできないから、Aの反論は認められない。

(2)そうだとすると、Aとしては、相殺禁止（71条1項2号）にかかるためにBによる本件定期預金1を受働債権とする相殺は認められないと主張することが考えられる。

Aは、令和4年以降支払先への支払いが滞りがちであり、令和6年12月10日までは、メインバンクであるBにすら弁済ができない状況に陥っている。今後財務状態が好転すると窺われる事情も見受けられない。よって、遅くとも本件合意を締結した令和6年12月10日時点では、Aは弁済期にある債務を「一般的かつ継続的に弁済することができない状態」にあったといえ、同時点における支払不能（2条11項）が認められる。

本件定期預金1は本件合意よりも前から存在していたから、「支払不能後に契約によって負担する債務を」負担したとはいえない。よって、かかる反論も認められない。

したがって、Bは本件定期預金1について相殺をすることができ、両債権は対当額の1000万円について消滅する。

4. Aより、本件定期預金2について、相殺禁止（71条1項2号）にかかるからB銀行による相殺権行使は認められないとの反論がされると考えられる。

前述の通り遅くとも本件合意時には支払不能が認められるから、本件合意後に振り替えた定期預金である本件定期預金2は、「支払不能後に契約によって負担する債務」にあたる。

専ら相殺供用目的の有無は、通常であれば負わない負債を負っているかにより判断する。通常、支払不能後において、もはや返済の見込みがなくなった会社に対して債務を負担するとは考え難い。そうであるにもかかわらず、Bは支払不能状態にあるAに対して債務を負担したから、「専ら破産債権をもってする相殺に供する目的」が認められる。

BはAより返済猶予等の相談を内々に受け、Aが本件借入金を返済できるようになる見通しも立たない財務状況であったことを踏まえて本件合意をして上記債務を負担したから、支払不能について悪意である。

よって、71条1項2号による相殺禁止を受ける。特に相殺禁止を解除すべき事情は見受けられない。

したがって、本件預金2に関するAの反論は認められ、Bによる相殺はできない。

5. よって、Xは、本件定期預金2の800万円についてのみ支払請求ができる。

〔設問2〕

1. Xは、Cに対する本件弁済を偏頗行為として否認（162条1項1号）できないか。

2. 債務の弁済は、「債務の消滅に関する行為」（162条1項柱書かつこ書）である。

Aの破産手続開始決定は令和7年6月18日に出されているから、否認権行使検討時点は「破産手続開始後」（同項柱書）である。

前述の通り、Aは、遅くとも本件合意をした令和6年12月10日までには一般的継続的に債務の弁済ができなくなっていたことから支払不能の状態にあり、本件弁済はこれより後に行われたから「支払不能になった後～にした行為」（162条1項1号）といえる。

Cは、本件弁済時においてAが本件借入金について期限の利益を喪失していること、仕入先に対する買掛債務の支払が滞っていること、これらに対する支払能力がないことを知っていたから、支払不能について悪意である（162条1項1号イ）。

よって、162条1項による否認の要件を満たす。

3. この点、C社より、本件弁済のうち既存の債務の弁済については不当性がないから、否認権行使は公序良俗違反（民法90条）に該当し許されないと反論がなされることが考えられる。

不当性について検討するに、仮に破産者の行為に有害性があっても、行為の内容、動機、目的等に鑑み、破産債権者の利益を不当に害するものでない場合には、不当性を欠き、否認の対象外となる。

これを本件についてみるに、Cは単なる破産債権者であるし、本件弁済は同時交換的行為等にも該当せず、他の債権者に優先して弁済を受けるべき特別な事情は見受けられない。

4. よって、Cの反論は認められない。したがって、Xは本件弁済の全額を162条1項1号に基づき否認できる。

〔設問3〕

1. Dは、Aの元従業員らの賃金支払請求権を代位行使（民法499条）するのが適切である。

本件立替払は、DによるAが元従業員らに対して負う労働債務を第三者弁済したものである。これにより、DはAに対し、求償権の他、担保として原債権を取得する（民法501条1項・2項）。

2. この点、DがAの依頼を受けて本件立替払をしたのが、破産手続開始決定より前の令和7年6月3日である以上、Dが取得した求償権は破産手続開始前の原因に基づくものであり、破産債権となるに過ぎない。他方、前述のAの元従業員らの労働債権は破産手続開始前2か月で発生したものであるから、財団債権となる（149条1項）。そうすると、原債権を行使できるのであれば、その方がDに有利である。

3. D は、元従業員らの A に対する賃金支払請求権を行使できるのか。この点、A からは、D は労働者ではないから同項による保護の必要性を欠き、行使できないとの主張がなされるところと考えられる。

確かに D は労働者ではないから、直ちに同項で保護されるべき対象には当たらない。しかし、上記 A の主張を認めると第三者が弁済を避けるようになり、労働者の救済に資さない。また、あくまで D は原債権を手に入れたのであって、誰が行使するかによって債権の性質が変わるのは法的安定性の観点から妥当でない。よって、D による元従業員の賃金支払請求権の代位行使は認められる。

4. よって、D は、上記請求権に基づき、A に対して破産手続外で請求して破産財団からの回収を試みるのが適切である（151 条）。

以上

第2問 民事再生法

〔設問1〕

1. Aの担保権消滅許可申立（民事再生法（以下略）148条1項）は認められるか。
2. 本件不動産には、甲の第1順位の抵当権及び乙の第2順位の抵当権が設定されているから、「53条1項に規定する担保権」が存するといえる。これらについて抵当権設定登記を欠く等の事情は見受けられないから、対抗要件の具備もなされている。
3. 担保権消滅許可制度は、再生手続の円滑な遂行のため、事業の継続に不可欠な財産がオーバーローン状態にあるときに、財産価額を支払うことにより担保権を消滅させることを認めたものである。そうすると、オーバーローン状態にない財産については制度利用の実益がなく、申立ては認められない。

この点、Aからは、本件不動産の価額は1億円、被担保債権は計1億2500万円であるから、オーバーローン状態にあるとの主張をすることが考えられる。これに対し、乙からは、市況を見ながら時間をかけて売却をすれば1億2500万円以上の値段で売却することも可能であり、オーバーローン状態とは言えないとの反論がなされる。

この点、本件不動産の売却はスポンサーCの意向であり、売却実現の為に担保権の消除はほぼ不可欠である。C以外の有力なスポンサー候補がいるとの事情は見受けられない。また、本件不動産の維持には月額約300万円という高額な費用を要する。かかる事情に照らせば乙主張のように時間をかけて売却するのは困難である。

以上の事情に鑑みると、本件不動産はオーバーローン状態にあるといえる。

4. 「当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことができない」かは、事業の継続のために実際に用いるために不可欠である場合はもちろん、当該財産の維持により事業の継続が妨げられており、処分によってそれが解消され、事業が円滑に遂行されるかによって判断すべきである。

Aからは、本件不動産を処分しなければCによる支援が受けられないこと、本件不動産の維持費が高額であること、本件不動産の処分によりこれらの問題が解消されることを理由に不可欠性要件を満たすとの主張がなされることが考えられる。

これに対し乙からは、本件不動産はレジャー施設を構成する土地建物であって、レジャー施設事業は既に閉鎖済みであるから、Aの事業の継続に欠くことができないとはいえないとの反論がなされる。

確かに、本件不動産は閉鎖済みのAのレジャー施設事業に供されていたものであり、ホテル事業には不要である。

しかし、前述の通り維持費が高額であること、Cの出した条件を達成できなければスポンサーCを失うこと、他に有力なスポンサー候補もいないことに鑑みれば、ホテル事業継続のためには本件不動産を売却する必要がある。

したがって、本件不動産は、Aのホテル事業継続のために「欠くことができないもの」にあたる。

5. 担保権消滅許可制度の要件を満たすから、Aの申し立ては認められる。なお、価額については、乙は価額査定申立（149条1項）により争う余地がある。

〔設問2〕

1. Aが株主交替及び減増資を行うため、裁判所から株主総会決議による承認に代わる許可（43条1項）を得ることが考えられる。

かかる手続が民事再生法に設けられた趣旨は以下の通りである。民事再生手続に入った会社に対して債権を有する再生債権者は、債権全額の弁済を受けられる見込みが薄く、会社経営に対する関心を失うのが通常で株主総会にも参加しないことが多い。そうすると株主総会の定足数を充たせないために有効な承認が得られず、スポンサー等への円滑な事業譲渡等が妨げられる可能性が高い。かかる状況を避ける趣旨で代替許可制度は創設された。

2. Aは代替許可を得られるか。Aは令和7年3月31日に再生手続開始決定を受けたから、検討時点で「再生手続開始後」である。

3. 事例の株主交代及び減増資は、Aの株主からAが全ての株式を吸収した上Cに新たな株式を発行することで、Cを唯一の株主とするために行われるものである。Aは再生手続開始時においてホテル事業しか継続していないから、かかる株主交代及び減増資は、事業の全部の譲渡（会社法467条1項1号・309条2項11号）に該当する。

よって、「会社法第467条1項1号…に掲げる行為」にあたる。

4. 代替許可が「事業の継続のために必要」といえるか。

CはAのスポンサー候補であり、ホテル事業の運営はCによる支援を背景に引き続きAが行うという良好な条件を提示している。A社株式は、Bの姉が半数以上の1200株を有しているところ、Bの姉はBの従来の経営方針に反発しており、賛成の議決権行使は望めない。また、近隣の温泉旅館10社はAの経営に関心を示しておらず、これらについては賛否を問わず議決権行使は望めない。

他に有力なスポンサー候補がいる等の事情も見受けられないから、事業継続のためにはAはCに対して事業の全部譲渡をする必要がある。そうであるにもかかわらず、上記状況の下では必要な承認が得られない可能性が非常に高い。

5. したがって、要件を満たし、代替許可は認められる。Aはかかる手続をとるべきである。

〔設問3〕

1. Eの主張は認められるか。本件利用契約は、AのEに対するホテル宴会場を利用させる義務及びEのAに対する代金支払債務200万円が履行されていないから、双方未履行双務契約（49条1項）。これをAが解除したので、EのAに対する債権は、共益債権となる（49条5項、破産法54条）。

共益債権は再生計画によらずに行使可能（121条1項）であるから、Eはかかる債権に基づいて既払料金200万円全額の返還請求をしているものと考えられる。

2. この点、Aからは、既に再生債権として届け出られ、再生債務者Aが認めている以上、Eの主張は「確定判決と同一の効力」（104条3項）により遮断され、もはや共益債権としての行使は許されないとの反論がなされる。

そもそも「確定判決と同一の効力」に既判力は含まれるのか。再生手続の安定の観点から含まれると解する。

本件において、調査期間内に異議が出たとの事情は見受けられない。E の本件利用契約の解除により発生した共益債権は、200万円の再生債権として既に確定して、その旨の既判力が生じている（104条1項）。

3. よって、E の上記返還請求は認められない。

以上

令和 8 年司法試験再現答案 倒産法

第 1 問

【設問 1】 1. X による本件定期預金 1 及び 2 の払戻請求（以下それぞれ「本件請求 1」「本件請求 2」とする）に対し、B 銀行は本件請求 1 及び 2 は本件合意の趣旨に反するものであり、信義則に反するため認められないと反論する。

2. 本件において A 社及び B 銀行は本件合意を締結し、B 銀行が本件借入金の返済を猶予し、本件定期預金 1 との相殺を控えることと引き換えに、A 社が回収した印刷代金を本件定期預金 2 に振り替えることに合意している。上記合意の趣旨は、B 銀行に対して本件借入金との相殺原資となり得る定期預金を獲得させることで、相殺の担保的機能に対する合理的期待を強める点にある。そして、破産法（以下略）は 67 条において相殺権の手続外行使を認め、もって総裁の担保的機能に対する合理的期待を破産手続上も保護することとしている。破産管財人 X も本件合意に基づく相殺の担保的機能を保護すべき義務を負うので（85 条 1 項）、X による本件請求 1 及び 2 は本件合意の趣旨に反し、信義則に反し違法である。

3. 以上より、B 銀行の反論が認められ、X による払戻請求は認められない。

【設問 2】 1. X は、本件弁済を偏頗行為否認（162 条 1 項）するものと解される。否認権は、破産財団を害する一定の行為の効力を否定することで、破産財団を保護拡充することを目的とする権利

コメントの追加 [YT1]: 混乱してしまい相殺権を正面だって論じることができなかった。ほとんど点数が入らないと思う。

である。

2. 本件弁済はA社のC社に対する計150万円の貸金債務（以下「本件債務」とする）に対する「債務の消滅に関する行為」（162条1項柱書カッコ書）として行われたものである。そして、本件債務はそれぞれ令和4年以前、そして令和7年2月16日に成立したものであるから、「既存の債務」にあたる。よって、本件弁済は偏頗行為否認の対象となり得る。

3. 「支払不能」（2条11項、162条1項1号）とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることを意味し、債務者の財産・信用・労務を勘案した上で判断される。A社は、令和6年12月10日の本件合意後ますます支払に窮するようになり、仕入れ先からも現金による即時決済でなければ取引に応じてもらえないという状況に陥っている。このような状況にあっては、A社の財産はもちろん即時決済でなければ取引ができないほど信用も下落しているといえる。そして、この時点でA社はその債務のうち弁済期にあるものについて一般的かつ継続的に弁済することのできない状態に陥っているといえるので、A社は少なくとも令和7年2月15日には支払不能状態にあったといえる。そして、本件弁済は令和7年3月15日に行われているので、「破産者が支払不能になった」（162条1項1号）後にした行為であるといえる。そして、C社はA社が本件借入金について期限の利益を喪失していること、仕入れ先に対する買掛債務の支払が滞っていること、これ

らに対する支払能力がないことも知った上で本件弁済を受けているので、「支払不能であったこと」（162条1項1号イ）を知っていたといえる。よって、本件弁済は162条1項の要件をすべて満たすから、Xによる偏頗行為否認は認められると思われる。

4. ここで、C社において、本件弁済はA社が新たに回収した印刷代金150万円を原資として行われたものであり、有害性を欠くから、否認は認められないと反論することが考えられる。否認が認められる根拠は、否認対象である詐害行為、及び偏頗行為が債権者らを害し、破産手続の目的（1条）達成を阻害する点に求められる。つまり、否認対象行為が債権者らを害するものではない場合、否認を認める前提を欠くので、否認は認められないこととなる。本件のような偏頗行為否認の場合、有害性は破産債権者の平等・公平を害する点に求められる。C社主張の通り本件弁済はA社が新たに回収した印刷代金を原資としているものであり、本代金は回収後即時本件弁済に供されているので、債権者の責任財産を構成していない。だとすれば、破産債権者の平等公平を害するものではなく、有害性は否定されるように思われる。しかし、当該印刷代金は既にA社が有していた売掛金債権の回収によりA社が入手した金銭である床尾、当該売掛代金債権はA社の財産であり、A社の債権者共同の責任財産を構成していた。当該債権を回収することにより得られた現金を弁済に供したものである以上、破産債権者の平等・公平を害する者であり、有害性は認められると解するべきである。よって、C社の反論は認められない。

5. 以上より、本件弁済の否認は認められる。

【設問3】1. 本件においてDは、本件立替払によってA社の従業員が有する給与債権を債権者代位により取得した（民法499条、501条）として、当該給与債権（以下「本債権」とする）を財団債権として行使する（149条）のが適切である。

2. 本件立替払によってDは、本債権を債権者代位によって取得することとなる。そして、本債権はA社の4月分及び5月分の未払い給与合計200万円を内容とするものであるから、破産手続開始前三月間の給料債権として、財団債権となる（149条1項）。ここで、Dによる本債権の代位取得後も本債権の財団債権たる性質が維持されるか問題となる。この点について、明文上代位取得により財団債権たる性質が失われる旨の規定はない。また、民法上代位取得が認められる趣旨は、代位弁済を行った債権者に代位取得を認め、求償権の回収を担保する権利を与える点にある。だとすれば、代位取得により財団債権たる性質は失われないと解するべきである。

3. 本件Dとしては、「破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権」（2条5項）として、A社に対する求償権を破産債権として行使することも可能である。しかし、破産債権は破産手続上の配当しか受けることができず、全額回収することは實際上不可能である。一方、財団債権については、手続外において随時債権を回収することが可能（2条7項）であり、全額回収できる可能性が高い（152条参照）。したがって、Dとしては本債権を財団債権として行使する方法により、200万円を回収するべきである。

第 1 問につき以上

第 2 問

【設問 1】 1. 担保権消滅許可は、対象財産が「事業の継続に欠くことのできない」（民再法（以下略）148条1項）ものである場合に認めら

れる。清算型手続破産手続とはことなり、再生手続は再建型の手続きであり、事業の継続を前提とするものであるから、事業継続のために必要不可欠な財産について担保権実行による換価を防ぎ、事業の用に供することを可能にすることを目的とする制度である。

2. ここで、A社としては、スポンサーであるC社が出資の前提条件として本件売買契約の実行を提示しており、C社をスポンサーとしなければA社が事業を継続し、再建を行うことは困難になるので、本件不動産は「事業の継続に欠くことのできない」財産であると主張することが考えられる。一方乙信用金庫は、A社が本件不動産を利用して行っていたレジャー施設事業は既に廃止されており、本件不動産を事業活動に供することはない。また、本件不動産は1億2500万円以上で売却することも可能であるにも関わらず、本件不動産について担保権消滅を認め、本件売買契約を実行すれば、かえってA社の資金が減少し、事業を継続することがより困難になると反論する。

この点について、確かにA社主張の通り本件売買契約を実行できなければC社による出資を期待することは出来なくなるが、C社による出資があるとしてもA社の債務超過状態が解消されるわけでは

なく、C社による出資がなければ事業継続が不可能になるとはいえない。また、C社が本件売買契約締結以外に出資条件を変更することはないとしているような事情はなく、C社以外にスポンサー候補を見つけることができないような事情もない。だとすれば、C社による出資を獲得するために本件売買契約を締結することが、「事業の継続に欠くことのできない」とはいえず、A社の主張は認められない。

3. 以上より、本件不動産は「事業の継続に欠くことのできない」ものではなく、担保権消滅許可は認められない。

【設問2】1. A社は、154条3項及び4項に基づいて、166条1項及び166条の2第2項の規定による裁判所の許可を得たうえで、A社自己株式の取得及び募集株式の発行について再生計画に定めを置くこととなる。そして、再生計画の決議及び認可を経た後、183条1項及び183条の2に従って、A社が再生計画において定めた通りの自己株式取得、募集株式発行の効果が生じることとなる。

2. 上記の手続は、民事再生手続が行われるに至った会社の株式価値はゼロとなり、通常株主は経営に対する関心を失い、株式を保持する必要性が失われることとなることから、再生計画によって会社が自己株式取得を行うことを認め、かつ募集株式発行を再生計画上において行うことを認め、スポンサー等に株式を取得させ、増資することを可能にすることを目的とする制度である。

【設問3】1. E社は、49条5項及び破産法54条2項より、E

社は本件利用契約の解除に伴う原状回復請求権としての前払金200万円返還請求権（以下「本件請求権」とする）を共益債権として行使し得ることから、再生手続外において全額弁済を受けることができるとして、200万円全額の返還請求を行うものと解される。本件利用契約は、E社が負う金銭支払債務に対してA社が宴会場提供義務を負う点で双務契約であり、「共にまだその履行を完了していない」（49条1項）ので、A社は49条1項に基づいて本件利用契約を解除し得る。そして、A社は令和7年4月3日に49条1項に基づいて本件利用契約を解除している。E社が既に支払った前払金200万円は、再生債務者財産に「現存しない」（破産法54条2項、49条5項）ので、E社は本件請求権を共益債権として行使し得る（破産法54条2項、49条5項）。だとすれば、E社の主張が認められると思われる。

2. ここで、A社としては、既にE社は本件請求権を再生債権として届出を行っており、再生計画が確定するに至っているので、共益債権として権利行使することは認められないと反論する。この点について、再生債権と共益債権の別は、当該債権が再生手続外において弁済を受けることができる権利であるか否かを決するものであるため、一度再生債権として届出をした後に共益債権として権利行使することを認めることは、手続の安定性を害することとなる。また、再生計画認可の決定が確定したときは、再生計画の条項が再生債権者表に記載され、当該再生債権者表の記載は確定判決と同一の効力を有することとされている（180条2項）。それにも関わらず

後に当該再生債権を共益債権として行使することとすれば、再生手続の安定性を著しく害するとともに、確定判決と同一の効力にも反することとなるので、認められない。

3. 以上より、A社の主張が認められるので、E社によるA社に対する既払料金200万円全額の返還請求は認められない。以上

【第1問】

第一 設問1

1 「破産管財人」(78条1項) X は、B に対して、銀行「破産手続開始決定のあった」令和7年6月18日時点で、「破産財団に属する財産」である預金契約に基づく払戻請求権の行使として、本件定期預金1及び2の支払請求をする。これに対して、B銀行は、本件借入金との相殺(67条1項)を主張する。

2 B銀行は破産手続開始の時点で「破産債権」である本件借入金返還請求権を有している。他方で、「破産者」Aに対して本件定期預金1及び2の返還請求「債務を負担」している。従って、相殺をすることができるのが原則である。

3 もっとも、相殺禁止(71条1項2号)に該当し、例外的に相殺が許容されないのではないか。

(1) 「支払不能」とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう(2条11項)。本問では、A社は、令和4年以降、仕入れ先への支払いを怠りがちになっている。また、令和6年11月20日時点で、本件借入金についての期限の利益を喪失し、債務不履行に陥っている。その時点で、A社は本件借入金を返済する見通しが立たない状況であったことから、財産及び労務による弁済能力が欠乏していた。さらに、本件合意後、ますます支払に窮するようになり、仕入れ先からも現金による即時決済でなければ取引に応じてもらえなくなっていることから、本件合意の時点で信用による弁済能力も欠乏している。そして、本件借入金はメバンクであるB銀行に対する2億円の債務であることから、大口債権者に対する弁済ができない状況になっている。これらの事情から、本件合意の時点で、支払能力の欠乏ゆえに、弁済機にある債務について、一般的かつ継続的に弁済をすることができない状態にあったといえ、「支払不能」となっている。従って、本件合意は、「支払不能になった後」になされたものである。他方で、本件定期預金1は、令和4年よりも前から預けられていたものであって、支払不能になった後の契約によるものではない。

(2) 本件定期預金1は、本件合意により生じたものであるから、B銀行はその払戻債務を「契約によって負担」したといえる。では、「専ら」「相殺に供する目的」といえるか。

ア 同条の趣旨は、継続的信用供与取引を保護する必要性から、専ら相殺目的の契約に限定する点にある。そこで、専ら相殺目的とは、通常取引の範囲を逸脱するような相殺に対する合理的期待のない目的を有する場合を言うとして解する。

イ 本件合意は、A社の印刷代金を回収する際にB銀行の当座預金口座に指定し、これを定期預金に振り返るというものであり、支払不能に陥っていることも鑑みると、これによる後に相殺を予定するものである。これは、一種の抜け駆け的な債権回収であり合理的な相殺期待がないように思える。しかし、定期預金口座に振り替えることによって、B銀行の合意のない限り、預金の金額を減少させることが困難になるため、相殺に対する具体的かつ直接的な期待が生じているといえる。そうすると、相殺に対する合理的期待がなかったとはいえ

ない。

ウ 従って、「専ら」「相殺に供する目的」に該当せず、相殺は禁止されない。なお、B 銀行は、本件定期預金 1 との相殺を控えてほしいと言われて、本件合意をしているところ、上記の通り当該預金との相殺は相殺禁止に該当しない。そのため、一種の救済的な側面がある。これを相殺禁止にすると、銀行は一般的に相殺を控えることが困難になるため、相殺を禁止しないことが妥当である。

4 よって、破産管財人 X の請求は認められない。

第二 設問 2

1 本件弁済は「既存の債務」(162条1項柱書括弧書)である従前貸付及び本件貸付についてなされている。上記の通り、本件合意の時点で「支払不能」(同項1号本文)となっており、それよりも「後」になされている。また、C は、本件借入金について期限の利益を喪失していること等を知っている(同号但書、同号イ)。従って、否認できるのが原則である。

2 もっとも、本件貸付金は仕入の原資となり取引先からの印刷代金の支払いを受けてその代金によって弁済されている。そこで、有害性を欠き、例外的に否認できないのではないか。

(1) 偏頗行為否認は一般的要件として有害性を要求される。この有害性は、責任財産から他の破産債権者に先立って弁済を受けることで債権間の平等を害することである。融資の目的が明確であって、融資と弁済とが近接して行われている場合には、元々責任財産を構成していなかった財産による弁済であるといえるため、有害性がないと解する。なお、偏頗行為における有害性は平等を害することであるから、融資より弁済が小さいという要件は不要である。

(2) A は仕入れのための現金決済に必要な現金がないことから C に対して融資を依頼している。C は A が困窮していることなどを知った上で本件貸付を行なっていること、約 20 日後と言う短期間の弁済期日を設定していることから、目下の仕入れのための資金として貸付を行なったという目的であることが明確である。また、A は本件貸付金により仕入れて、印刷代金 150 万円を回収した後、すぐにこの代金によって本件弁済を行なっているため、融資と弁済とが近接して行われたといえる。

(3) 従って、本件弁済は有害性を欠き、例外的に否認できない。なお、貸付よりも弁済額の方が 50 万円増加しているが、上記の通り、これにより有害性が否定されることはない。

第三 設問 3

1 本件立替払の対象債権は、「破産手続開始前 3 ヶ月間の破産者の使用人の給料の請求権」(149条1項)に該当するから、財団債権となる。

2 では、立替払によって弁済による代位(民法499条)をしたとして、D は、200 万円を破産手続外において随時弁済を受け回収することができるか。

(1) 弁済による代位は、求償権を確保するために原債権を求償権者に移転させるもので

ある。また、破産債権者は元々破産財団の行使を甘受すべき地位にあったのであるから不当な不利益を被ることはない。したがって、財団債権を立替弁済した場合には、弁済による代位によって原債権を財団債権として行使することができる。

(2) したがって、Dは、200万円を財団債権の行使として手続外で随時弁済による回収することができ、この方法によることが適切である。

3 このような方法によるべき理由は、求償権は破産手続開始前の原因に基づく破産者に対する財産上の請求権として破産債権となり、手続内において配当を受ける方法によれなければ回収できないところ、財団債権として行使できるのであれば、財団債権の方が手続外で随時弁済を受けることができ、回収可能性が高いからである。

【第2問】

第一 設問1

1 「再生手続開始の時」である令和7年3月15日時点で、「再生債務者」Aの「財産」である本件不動産について、抵当権(53条1項)が存する。では、本件不動産は「事業の継続に欠くことのできないものである」といえるか。

(1) 担保権消滅許可制度は、本来は抵当権者の自由である担保権の換価時期についての選択権を奪い、また、担保権の消滅という重大な不利益を生じさせることから、事業継続に必要な不可欠な財産についてのみ許可をできるとしている。そこで、事業継続に不可欠な財産とは、代替性のないものをいうと解するべきである。そして、民事再生は事業計画を前提として行われるものであるから、事業計画との関係等を考慮して決する。なお、このように解しても、価額決定を厳格に判断することで抵当権者の不利益を緩和することができる。

(2) 本問では、C社がスポンサーとして選定されており、C社は本件不動産の早期売却を望む意向を示している。また、C社から1億円の出資が予定されているものの、債務超過を解消できる状態ではなく財政的な余裕はない。本件不動産の維持管理には月額300万円を要することから、早期に売却する必要があるといえる。これらの事情から、本件不動産の売却は再生計画との関係で必要であり、代替性のない財産といえる。

(3) したがって、本件不動産は「事業の継続に欠くことのできないもの」に該当する。

2 これに対して、乙は裁判所に対して価格決定の請求をする(149条1項)。

(1) 「財産の価額」は、抵当権が目的物の担保価値を把握するものであるから抵当権者にとって重要な利害関係を有する。しかし、再生債務者は財産状況が芳しくなく早期に計画を遂行しなければ再生手続が頓挫してしまう。そこで、換価時期等を考慮して合理的な金額を指すと解するべきである。

(2) 本問では、乙にとって本件不動産の売却金額が1億円であれば全額回収できないのに対して、1億2500万円以上であれば全額回収できるため金額が重要となる。しかし、本件不動産は元々業績が悪化して赤字であったレジャー施設の跡地であって、土地上の建物の利用可能性が高いとか、土地の値段が高騰する予定があるとかの事情はない。また、建物の管理用が月額300万円かかるため、時間が経てば経つほどに不利益が大きい。これらの

事情を考慮すると早期に売却する必要性が高い。さらに、D が1億円で購入するとの意向を示しておりこれが不合理であるとの事情もない。加えて、乙はより時間をかければより高額で売却すると主張するが、上記の通り早期売却が必要であるから、そのような事情を考慮することはできない。これらの事情を勘案すると、1億円が合理的な金額であるといえる。

(3) したがって、1億円が「財産の価額」といえる。

3 よって、Aの請求は認められる。

第二 設問2

1 A社は発行済株式の全部を取得した上で、株式の全部の償却を行い、C社にすべての普通株式を取得させることで完全支配株主とすることで、事業の承継を行うことが考えれる。

2 まず、再生計画に株式の取得及び資本金の額の減少に関する条項を記載する(154条3項)。この記載のある再生計画案の提出は裁判所の事前の許可が必要となる(166条1項)。「再生債務者」Aは債務超過の状態にあるため「その財産をもって債務を完済できない場合」(同条2項)に該当する。これは、株式の取得や資本金の減少は株主にとって自己の株式を失うという重大な不利益を生じさせるものであるが、債務超過の場合には実質的には株式の価値がなくなっていることから、その場合に限り、可能とする趣旨である。

3 次に、再生計画に募集株式を引き受けるものの記載をする(154条4項)。なお、その記載のある再生計画は「再生債務者」のみが提出することができるが、A社の代表取締役Bの協力を得られるため、可能である。この場合も事前の裁判所の許可が必要であり、また、債務超過が要件となる(166条の2第2項・3項)が、上記の通り可能である。さらに、スポンサーCは旅館業の許可を得ていないことから、事業譲渡等によっては事業承継を実現することが困難であるから、法人格を残したままの経営者の変更をする必要があるため「事業の継続に欠くことのできないもの」に該当する。

4 よって、上記の手続を採ることができる。

第三 設問3

1 Eは、「再生債務者」Aとの間で本件利用契約を締結している。この契約はAがホテルの宴会場の利用をさせる債務を負担し、Eがその対価として500万円の支払債務を負担するものであるから、「双務契約」である。また、Aはそれを履行しておらず、Eは200万円しか支払っていないため双方未履行である。そして、A社はこれを「解除」している(49条1項)。さらに、すでに200万円が支払われており、「破産財団」に現存しないといえる。したがって、その価額について共益債権者として、計画外での随時弁済を受けることができるのが原則である(同条5項が準用する破産法54条2項)。

2 もっとも、Eは、既払金返還請求権を再生債権として届出しているところ(94条1項)、共益債権として行使することが許されないのではないか。

(1) 再生計画には再生債権と共益債権を記載する必要があるためその作成の前にそれらの存否や内容を知っておく必要がある。また、付議決定後は再生計画案の修正が認められないとされている。これらの規定から、付議決定後に再生債権として届けられていた債権を

共益債権として行使されると、再生計画の遂行が頓挫し、再生手続を遂行することができなくなってしまう。そこで、95条4項は、届出の追完等を付議決定の前までに限定している。これらの法の建て付けや再生計画の安定の観点から、①予備的に再生債権として届ける旨の記載等なく再生債権として届けられた債権は、②付議決定後は共益債権として行使することが許容されないと解するべきである。

(2) 本問では、予備的に再生債権として届け出る旨の記載等なく上記返還請求権が再生債権として届け出られている(①)。そして、それを前提として再生計画案が作成され、可決されている(②)。

(3) したがって、200万円の返還請求権は認められず、再生債権として計画弁済を受けることができるに過ぎない。